

令和 6 年度
第 72 回 北海道・東北ブロック保育研究大会（秋田市）

参加・宿泊・交流会
申込みのご案内

1. 参加・宿泊・交流会のご案内

1. 参加費のご案内（参加料の取り扱いは旅行契約には該当しません）

おひとり様 12, 0 0 0 円

【大会開催場所】

会場：秋田キャッスルホテル 4 階 放光の間

住所：〒010-0001 秋田県秋田市中通 1 丁目 3 番 5 号

【1日目】7月10日（水）

時 間	日 程
11:45 ～ 12:30	受付
12:40 ～ 13:00	オープニング
13:00 ～ 13:20	開会式
13:20 ～ 13:50	情勢報告 全国保育協議会
14:00 ～ 17:00	分科会
17:00～	選考会
18:30～20:30	交流会

【2日目】7月11日（木）

時 間	日 程
9:00 ～ 9:45	行政説明 こども家庭庁
10:00 ～ 11:20	記念講演 講師 俳優 柳葉 敏郎 氏
11:20 ～ 11:30	閉会式

2. 交流会のご案内（懇親会の取り扱いは旅行契約には該当しません）

日時：2024年7月10日(水) 18時30分～20時30分

会場：秋田キャッスルホテル

住所：〒010-0001 秋田県秋田市中通 1 丁目 3 番 5 号

会費：おひとり様 8, 0 0 0 円

3. 分科会のご案内（分科会の取り扱いは旅行契約には該当しません）

日時：2024年7月10日(水) 14時00分～17時00分

会場：秋田キャッスルホテル

全国保育協議会の全国共通テーマに基づいて、分科会を構成します。

◆Web サイトにてお申込み時にご選択ください。

◆分科会の参加人数につきましては、6月下旬頃に各道県組織に連絡いたします。

4. 大会会場周辺駐車場のご案内

※秋田キャッスルホテル直営駐車場につきましてはホームページ等でご確認ください。

〈秋田キャッスルホテル近隣駐車場〉

「エリアなかいち駐車場」

30 分まで無料

30 分～60 分まで 100 円（以降 60 分ごとに 100 円）

夜間駐車料金（当日 1 6 時から翌日 1 0 時まで）最大 5 0 0 円

5. 宿泊のご案内 近畿日本ツーリスト(株)秋田支店が旅行企画・実施する「募集型企画旅行」です。

- 宿泊対象者

令和 6 年度第 7 2 回 北海道・東北ブロック保育研究大会参加の皆様
- 宿泊設定日

2024 年 7 月 9 日（火）、10 日（水）宿泊
- 宿泊地

全て秋田市内のホテルです。
- 日程表

スケジュール	日程	
	1 日目	宿泊ホテル（泊）※各自チェックインして下さい。
	2 日目	宿泊ホテル（発）※各自チェックアウトして下さい。

上記は 1 泊あたりの日程です。ご要望に応じて 2 泊までお受けいたします。

【食事回数】1 泊朝食付・・・朝 1 回 1 泊食事なし・・・食事なし
※1 泊につき上記回数の食事が付きます。

- 旅行代金（宿泊プラン）

お 1 人様 1 泊あたりの旅行代金です。
お部屋は、シングル、ツイン、ツインのシングルユースで用意します。

ホテル 番号	ホテル名	部屋タイプ (洋室 バス・トイレ付)	食事条件	旅行代金（1 泊一人あたり）
A-1	秋田キャッスルホテル（禁煙）	シングル	朝食付	12,000 円
A-2	秋田キャッスルホテル （禁煙） ※2 名様 1 組でお申し込み下さい	ツイン	朝食付	11,000 円
A-3	秋田キャッスルホテル （禁煙）	ツインの シングルユース	朝食付	18,700 円
B	コンフォートホテル秋田 （禁煙） ※ホテルより無料朝食が提供されます	シングル	食事なし	9,500 円
C-1	ダイワロイネットホテル秋田 （禁煙）	シングル	朝食付	11,500 円
C-2	ダイワロイネットホテル秋田 （禁煙）	ツインの シングルユース	朝食付	13,500 円

D-1	ルートイングランティア秋田 SPA RESORT (禁煙・喫煙)	シングル	朝食付	10,000 円
D-2	ルートイングランティア秋田 SPA RESORT (禁煙・喫煙)	ツインの シングルユース	朝食付	12,000 円
E	ANA クラウンプラザ秋田 (禁煙)	ダブルのシングル ユース	朝食付	16,500 円
F	ホテルパールシティ 秋田川反 (禁煙・喫煙)	シングル	朝食付	9,500 円
G-1	ホテルパールシティ 秋田竿燈大通り (禁煙・喫煙)	シングル	朝食付	9,500 円
G-2	ホテルパールシティ 秋田竿燈大通り (禁煙・喫煙)	ツインの シングルユース	朝食付	13,200 円
H	東横 INN 秋田駅東口 (禁煙) ※ホテルより無料朝食が提供されます	シングル	食事なし	8,600 円
I-1	ホテルメトロポリタン 秋田 (禁煙)	シングル	朝食付	13,700 円
I-2	ホテルメトロポリタン 秋田 (禁煙)	ツインの シングルユース	朝食付	18,100 円

※最少催行人員：1 名

※添乗員は同行いたしません。

※旅行代金に含まれるもの：①宿泊代金

②食事代金（食事付プランの場合）・消費税等諸税・サービス料

※旅行代金に含まれないもの：上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

●個人的性格の費用：①飲料代・クリーニング代・電話代など、②傷害、疾病に関する医療費、③任意の旅行傷害保険代

※申込書単位でお部屋を用意いたしますので、他の申込者との相部屋はございません。

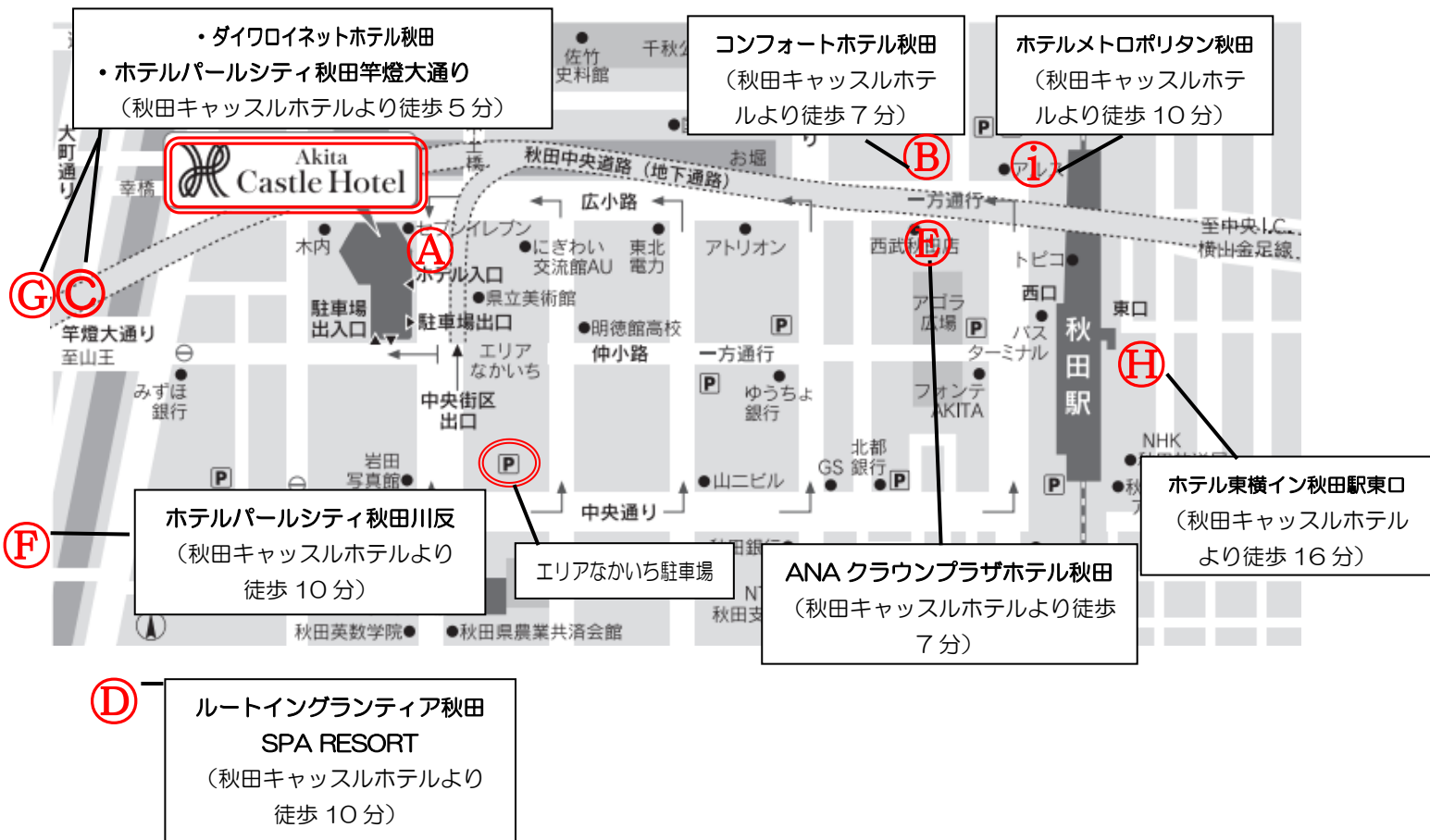
※ホテルの決定は『請求書』に記載のうえご案内させていただきますので、請求書が届きましたらご確認ください。

※禁煙・喫煙につきましては部屋数の関係でご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

※おとな・子供（小学生）同額、幼児（未就学児）は受付しておりません。

※乗用車及びバスの駐車は、駐車料金がかかります。直接ホテルにお尋ねいただき、お支払いください。

※ホテル案内図は以下のとおりです。



2. お申込み方法・回答とお支払い方法

1. お申込み方法とお支払いのご案内

- ① お申込締切：2024年6月7日（金）必着でお願いいたします。
- ② お申込みは、**Web サイト**にてお申し込みください。URL のとおりです。
右記の2次元バーコードからもお申し込みいただけます。
【URL】<https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000486811>
- ③ お申込後の宿泊人数等の変更は、Web 申込の場合は Web サイトからご変更の手続きをお願いします。
期限は6月14日（金）までとなります。
- ④ 請求書は6月21日（金）までに郵送にてお送りいたします。
- ⑤ 旅行代金は、6月28日（金）までに指定口座にお振込みください。
※振込手数料は、お客様のご負担をお願い申し上げます。
- ⑥ 予約確認書（交流会・宿泊・分科会について記載した書面）につきましては、6月28日（金）までに郵送にてお送りいたします。合わせて『領収証作成依頼書』もお送りいたします。必要事項をご記入のうえ、事前に弊社へ FAX でお送りください。領収証は、大会期間中の7月10日（水）11:45～17:15・11日（木）9:00～11:30に、秋田キャッスルホテルの4階ロビーに「近畿日本ツーリスト（株）」のデスクを開設しますので、そこでお渡しいたします。



2. お振込先

銀行名：三菱UFJ銀行 支店名：ききょう支店 口座番号：（普通）1790324
口座名：近畿日本ツーリスト株式会社（近畿ニッポンツーリスト カブシキガイシャ）

3. 変更・取消料について

お客様のご都合により変更・取消される場合は、旅行代金に下記の取消料を申し受けます。ご返金がある場合は大会終了後に振込精算させていただきます。

※**お電話での変更・取消は、聞き間違い等のトラブルの原因になりお受けできかねますので、Web サイトから取消の手続きをお願いします。期限は6月14日（金）までとなります。また、Web サイトでのお手続きが難しい場合は必ずFAXでご依頼をお願い致します。（営業時間外の申出は翌営業日の取り扱いとなります。）**

◆宿泊プラン取消料（募集型企画旅行契約）

取消日	旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって		旅行 開始日の 前日	旅行開始日の 当日 （旅行開始前）	旅行開始後または 無連絡不参加
	4日目まで	3日目から 2日目まで			
取消料率	無料	旅行代金の20%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※宿泊の取消料については1泊目から起算します。旅行開始後、2泊目以降の取消料は旅行代金の100%となります。

※お客様が、宿泊当日の18時まで連絡なく宿泊されなかった場合、無連絡不参加として扱わせて頂きます。

（この場合、旅行代金の返金はありません。）

◆大会参加料・交流会費用の取消料（旅行契約に該当しません）

2024年6月21日（金）までのお取消	取消料なし
2024年6月22日（土）以降のお取消	取消料100%（返金はありません）

4. 旅行企画・実施・お申込み・お問合せ

近畿日本ツーリスト株式会社 秋田支店 〒010-0951 秋田県秋田市山王 3-1-7 東カンビル 2F

メール：akita@or.knt.co.jp

TEL：018-896-4890 / FAX：018-896-4922

観光庁長官登録旅行業第2053号



一般社団法人日本旅行業協会正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引
協議会 会員

総合旅行業務取扱管理者：関 貴光

営業時間：10:00～17:00（月～金／土日祝日休業） 担当者：小野



※休業日と上記営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。
- ＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 3 営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

■ウェディングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェディング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェディング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただくだけの期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェディング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1)健康を書いている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の申出を具体的に申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきますことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (3)18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)
- (4)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (5)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ②通信契約の申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとし、
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (6)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1 人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の 7 日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2)複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項 1～9 に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります (一部例示)

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目(日帰り旅行は 3 日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までににお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ⑤ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤お客様が ■申込条件(6)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関

係する賠償限度額は 1 人 15 万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円、携行品にかかる損害補償金(15 万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交番

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

※ E U 在住の方はお問い合わせください。

イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者 (以下「販売店」) は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報や、電子的方法等で免税店等の事業者提供いたします。

お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の運転の方の個人情報を伺いしています。この個人情報、お客様に傷病があった場合に運転の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、運転の方の個人情報を当社に提供することについて運転の方の同意を得るものとします。

ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第 12 条 5 により交付する契約書面の一部になります。

2022 年 4 月 1 日改定